

## 【ポイント】

- 新たに以下の地域に外出禁止令が発令。
  - ・コロombo県 該当地域： Homagama, Moratuwa police areas（コロombo郊外）
  - ・カルタラ県 該当地域： Panadura-North, Panadura-South police areas
- 引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時などにはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

## 【本文】

1

（1）政府通知によれば、スリランカ当局は、新たに以下の警察管区に外出禁止令（さらなる通知があるまで有効）を発出しています。

- ・コロombo県 該当地域： Homagama, Moratuwa police areas
- ・カルタラ県 該当地域： Panadura-North, Panadura-South police areas

2 なお、これまでに外出禁止令が発出されている地域は、今回新たに発令された地域を含め以下のとおりです（いずれも新たな通知があるまで有効です）。

- ・北西部州クルネーガラ県： Kuliyaipitiya, Narammala, Pannala, Giriulla, Dummalasooriya police areas
- ・西部州ガンパハ県： 全域
- ・西部州コロombo県： Fort, Borella, Dematagoda, Maradana, Maligawatte, Pettah, Keselwatte, Dam Street, Aduruppu Veediya, Beach Side (Foreshore), Kotahena, Bloemendha, Grandpass, Mattakuliya, Modara police areas（コロombo 1 及び 8 から 15 区）及び Welikada (Rajagiriya を含むエリア), Wellampitiya, Gothatuwa, Mulleriyawa, Homagama, Moratuwa Police areas（コロombo郊外）
- ・西部州カルタラ県： Payagala, Beruwala, Aluthgama, Panadura-North, Panadura-South police areas

2 引き続きコロombo市内の各所でも新規感染者の確認が続いています。一定のエリアで集団感染が確認された場合などに、その地域が隔離地域となるケースもありますので、以下のハイリスクエリアマップも参考に、今後も当局が発表する最新情報の収集に努めてください。

○保健省が発表しているハイリスクエリア（25日付）

[http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona\\_virus/moh\\_area\\_map\\_27.jpg](http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/moh_area_map_27.jpg)

3 また、昨27日、スリランカ出入国管理局は、当地に滞在する外国人に対し発給されているすべてのビザの効力を2020年10月7日から同年12月5日まで延長すると発表

し、同事務所への訪問を控えるようアナウンスをしています。この期間にビザの延長手続きをお考えの方などで、詳細を確認する必要がある場合は、以下のウェブサイトを参考の上、ご照会願います。

○スリランカ出入国管理局ウェブサイト

[http://www.immigration.gov.lk/web/index.php?option=com\\_content&view=article&id=358&lang=en](http://www.immigration.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=358&lang=en)

4

(1) 当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き、こまめな手洗い・手指の消毒を行い、他人と会話をする時や外出時などにはマスクを着用して、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保ち、自宅やオフィスでの定期的な換気なども実施してください。また、規則正しい生活や十分な睡眠をとるなど自己の健康管理に努め、正しい知識に基づいた感染症対策を行い、自己のみならず、他人に感染させないような行動を心がけてください。

(2) なお、スリランカ政府は、検疫及び疾病防止条例にて、公共の場におけるフェイスマスクの着用やソーシャル・ディスタンスの確保等の新たな規則を追記する官報を发出しています。これら規則や規制に従わなかった場合には、罰金や懲役等の法的措置がとられる場合がありますので、十分に注意をしてください。

○条例の改正内容は、15日発表の官報をご参照ください。

[http://www.documents.gov.lk/files/egz/2020/10/2197-25\\_E.pdf](http://www.documents.gov.lk/files/egz/2020/10/2197-25_E.pdf)

【参考】官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【当館新型コロナ関連リンク】

過去の当館からの領事メールや新型コロナウイルス感染症関連情報を確認する場合は、以下のウェブサイトからご利用いただけます。

[https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000915.html](https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html)

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

このメールは、在留届にて届け出のあったメールアドレス及び「たびレジ」登録者に配信しています。

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLか

ら変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>